

通秀弘安
禮節ヲ宣
胤ニ借ル

茶會初

亂後仁和
寺邊ノ光
景

鹿苑寺ノ
山水

雪見

曲舞

文明十二年雜載

十月四日、庚戌屬晴、○中自中院亞相可借與弘安禮節云々、遣一冊了、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 正月四日、

一茶初在之、如形懸物三種出之、○正月八日、九日、十一日、十九日、二月朔日、五日、四月八日、九日、略ス、條

〔宣胤卿記〕二月廿四日、亥晴、一條黃門橋本中將等令同道、北山仁和寺邊巡

見、一亂始悉成荒野、於北山者、鹿苑寺等持寺、真如寺、又竹內門跡等于今殘了、仁和寺者奉始御室、悉以荒野也、行鹿苑寺々中巡見、亂中破懷（壞）以外也、但山水不相替、希代之見物也、或僧出酒肴、一條黃（曲房）沉醉以外也、仍借仁和寺藏勝庵三人宿之、秉燭時分黃門醉醒復本心、俄仰天有其興、此藏勝庵亂中殘云々、但方丈等令沾却云々、本堂古所美麗者也、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 十二月十六日、

一雪見、一獻松林院僧正被持參、瓶子一双、兩三種也、清賢法眼同持參、泰俊一兩、三種、與弘擬講モロミ一樽進之、各上下令賞翫了、

〔東寺百合文書〕

○山城（廿一口方評定引付） 八月一日、
一南少路申云、近日自近江國曲舞大夫并兒上洛仕、於此邊所々被舞候、仍於

九四六

實相院增
運疾△

甘露寺親
長膝ヲ疾△

西川房任
禁中ニ疾
ハルミ藥ヲ賜

清水谷實
久疾△
瘡

疾病、死亡、

〔後法興院政家記〕五

四月四日、甲寅晴、入夜雨下、○中實相院坊官等快上座來、門主近日不例云々、

〔親長卿記〕十一

七月十一日、晴、雖有召、依膝所勞不參內、○膝ヲ疾△コト、見條ニ

〔實隆公記〕五

八月廿日、辰戌晴、西川前宰相入來、去比於禁中風氣俄更發、御藥自禁裏被下之、予傳賜之、然今度本復祝著之由所謝來也、

〔宣胤卿記〕

十月八日、甲寅時雨晴陰不定、行一條前黃許、自去夜風氣云々、（清水谷實久）

十日、丙辰晴、○中行一條前黃許、問風氣、瘡病云々、

十三日、己未晴、向一條前黃許、病氣以外也、行平臥所、

十四日、庚申晴、早旦退出、行一條許、今日病氣聞日云々、御對面了、（後）

文明十二年雜載

九四七

田樂頭人
賴秀寂ス

十五日、酉、晴、略○中尋一條前黃病床、

〔大乘院日記目錄〕三 正月廿二日、賴秀律師入滅當田樂頭人也、

〔大乘院寺社雜事記〕二十 正月廿四日、

一南角院坊主賴秀善明房一昨日廿二日夕方、大中風入滅云々、當田樂頭人也、以

外事也、神慮無心元、可恐々々、子細不知之、

〔大乘院日記目錄〕三 四月二日、光弘前五師入滅、

〔大乘院寺社雜事記〕三十 四月五日、雨下、

一去二日光弘前五師入滅、東大寺之延榮法印花嚴宗同入滅了、彼寺法滅云々、

〔大乘院日記目錄〕三 九月廿五日、興基權大僧都入滅、廿九日葬禮於白毫

寺、

〔大乘院寺社雜事記〕四十 九月廿六日、立冬、

一權大僧都興基良勝房一昨夕入滅了、七十廿九日葬禮也、

〔引道院日坏帳〕伊○紀 玉翁玖公禪定門口出羽之州最上村山之郡成生庄山

十二月九日、庚子

〔一蓮寺過去帳〕斐○甲

文明十二年三月晦日

文明十二年三月廿八日

文明十二年五月十五日

乘阿彌陀佛住吉小太夫

善阿彌陀佛坂田

量阿彌陀佛曾禰

乘阿彌陀佛アサリ

文明十二年七月二十八日

文明十二年八月四日

文明十二年九月十二日

臨阿彌陀佛河村坂田

其阿彌陀佛御下賴泰广

勢阿彌陀佛上杉

文明十二年十一月廿三日

文明十二年十二月十六日

文明十二年十二月廿六日

唯阿彌陀佛坂田

重阿彌陀佛上杉訖麻

清阿彌陀佛上杉訖麻

〔法華宗諸寺歷代〕洛陽妙塔山歷代

十五中正院日存聖人 文明十二年庚子四月廿四日、

〔地下家傳〕樂十一南都方 辻近經 文明十二年十二月七日卒、八十歲、

日存
辻近經

訖麻上杉氏

大亂以來
節會ナシ

諒闇ノ年
ハ節會ナ
スク平座
ト

平座ノ次
第

文明十三年正月一日

九五二

座節會亂中公卿侍從中納言實隆辨左少丞元長奉行也等也、少納言不參、六位外記中原康純參云々、侍從黃門今夜奏慶、自都護亭出立云々、○實隆、中納言十九日、十二月三日、二月二日、見ユ、余去年參仕之、抑平座事、諒闇年無節會平座也、御沙汰之次第如何、亂中儀不被經御沙汰歟、一向停止事者不及是非事哉、

〔實隆公記〕

家本○前田

正月一日、丙子、天晴風靜、三陽初節、萬歲嘉兆、幸甚々々、

略○中四方拜出御、々々裝束等如例、自階間出御、頭中將宣親朝臣候御、劔藏人右中辨光忠去夜奉慶、四直御裾、獻御草鞋御笏等、源富仲候脂燭、

節會、今年猶以為平座、奉行藏人左少辨元長自舊冬相催之間、可參仕之由也、

未拜賀去年除日、拜任納言、則可奏慶之處、入眼陣儀奉行之間、今夜如形、遂其節、慶之由支度、自按察親長卿亭出門、○中略、實隆奏慶ノコトニカ、ル、則自高

遣戸下殿向陣、前取於宣仁門外、招官人問時、申時、由、入宣仁門至參木座

末、揖脫沓懸膝、先左、昇著輿座、第二間、揖安座、刷衣裳、不直、繩、著陣之、思連吉事、

逃座下足、揖起座、左廻南行、跪先下左足著沓、左廻著端座、鈴柱內、懸左膝、刷衣

裳南向居直、引寄裾直沓、以右手取出扇、取、端笏召官人二音、令敷軾、此間左

少辨於宣仁門外、受目著參議座、第一唱申文、予目許、六位史康純插申文於杖

藏人方吉
書

見參

進來、先於口外跪更目、々々予置笏下、右膝、拔取文置前、刷衣裳、展懸紙覽文、通、馬料二

通、覽了取懸、（參）下史、次文一通、下之、先匙文、隨覽了、每度覽予氣色、但馬料

也、許史取副文於杖、唯稱退去、此間辨退出、予取笏候、次左少辨著軾、下藏人方吉

書、予置笏取文請之、結了之間、辨欲退之間、召留也、目許下之、取笏候、辨結文、予氣

色、結了辨退入、次重辨進出軾、仰々詞、不出給、依予微唯辨欲退之間、召留、目也

仰宜陽殿裝束、辨退出、予居直具方、（參）起座、出宣仁門徘徊、（例）便所、則宜陽殿裝束

訖之、由示來之間、則入宣仁門、著宜陽、（參）第二間、（例）同著土庇座伺氣色、予

目許、辨起座、指笏率內豎置軾勸盃、予豎笏取盃飲之、（參）辨歸著本座、次辨又

氣色申箸也、飯已下、兼予目許下箸、次又辨氣色、予目之勸盃、（參）此間拔箸取

笏居向南、正笏召官人、二音、々々進來、召外記、々々參進、仰可持見參之由、（參）

外記唯稱退去、則持參見參、二通、插杖、侍從一通、（參）予置笏拔取之、置前覽

之、如元卷之、返下之、外記持之、如元插杖退立、予居向座、揖起座、出宣仁門、進立

弓場、外記相從、頃之、辨出逢、此間予指笏、取杖付辨奏聞、返賜、（例）又指笏賜之、

返授外記、歸著宜陽殿、抑披見々參、（二通）卷、（一懸）如元卷之下、外記、々々退入、

次揖起座退出、于時曉鐘動、初度之奉行無違亂神妙、（例）以下

文明十三年正月一日

九五三

中山宣親
元長ニ奉
行ヲ讓ル

〔親長卿記〕十二 正月一日、天晴風靜也、○中三獻之後出門元長先參内、平座奉行之故也、

平座事、舊冬頭中將與奪之間奉行也、上卿侍從中納言、今日遂官藏并元長也、其儀連々奉行之間定□事歟、

〔十輪院内府記〕正月一日、○中傳聞四方拜如例歟、元日平座、上卿侍從中納言、辨元長、少納言不參、二獻計也、

〔後法興院政家記〕六 正月一日、丙晴陰不定、万春初節幸甚々々、海住山高僧大納言來今夜被行平座云々、上卿侍從中納言、

〔歷代殘闕日記〕八十七 正月一日、四方拜有之、御劔頭中將宣親朝臣、奉行右中辨光忠、々々奏慶云々、平座奉行元長、上卿侍從中納言云々、今夜侍從中納言奏慶云々、

〔歷代殘闕日記〕七十八 正月一日、天晴、□生之行者也、上卿三條西殿中納言拜賀ニテ御參也、

○二日以下御祝ノコト、便宜左ニ合敘ス、
〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十二 御湯殿上日記 正月二日、けさよ

二日御祝

酒ヲ賜フ

三日御祝

膏藥ヲ塗
附シ給フ

五日御祝
番衆賀詞
ナ呈ス
七日御祝
犬産ノ穢
ニテ止ム

り御之并よなる、天下さいへ并よめてさし、あさ御いじ并御こそくこ、いし
くおなし、ごんしゆ御さいめんあり、

〔宣胤卿記〕正月二日、丁天晴、○中直又參内候宿、以元長申入年始御禮、出御
議定所、御引直衣拜龍顔、爲廣卿同之、親王御方御禮同申之、被下天酒於番衆所、各
令祝著、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十二 御湯殿上日記 正月三日、御いじ

并けふもおなし、御さうさめたるく、と万いる、めてさし、御こうやく御つ
けあり、(和氣)ごみあり御を并申、としく、此こそく、御三まよて御さいめんあり
て、御さうつきあうとうれ内侍いてさせま并て、おとこまへよてまやち
やく申、

五日、○中ごんしゆ御を并申、あさ御いじ并おなし、
正月七日、よへよりけんさむれゑよて御よしになる、けさは□万いり
て、此の御つ并てよあさ御さう月万いる、御こそくこおなし、御所くもな
る、御しやくとをおなし、ごんしゆ御を并申、御さ并めんあり、(東坊長世)なうさよと
なし、(徳大寺世)右大しやうを申さる、

參仕ノ人々

〔實隆公記〕

○前田家本

正月七日、壬午、朝日吹晴、東風送暖、人日之嘉祥幸甚々々、

略、○中、小時參伏見殿有一獻、則歸參内裏、御祝參仕人々、源大納言、下官、滋野井前宰相中將、民部卿、四辻宰相中將、言國朝臣、元長、源富仲、發聲長胤等也、親王御方御祝了退出、及二更、

今日一首懷昏各當座詠進之、内々衆并女中許也、題松契多春、

當座和歌御會九日御祝

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○甲二十二山城

御湯殿上日記 正月九日、あさ御

さう月おなし、御あつり御くし中内、御さう月ふりて、源大納言もつ絲、御所にてい、せまふ、

十日御祝

十日、あさ御い、せまふ、

○諸家正月ノ祝ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔十輪院内府記〕

正月□□□福幸甚々々、拜四方之儀不下地、如形執笏許也、飯以後書始不及賦詩、和歌如形計也、

中院通秀四方拜書初ヲ行フ

七日、人辰、遠晴、無□□而已、依佳例、向入江殿西、眞光院來會、於方丈同有一獻、種代、依佳節不作事、

〔親長卿記〕

十二

正月一日、天晴、風靜也、予自去日俄所勞之間、不及行水、四

甘露寺親長中御門宣胤父子ヲ招宴ス

方拜等略之、

二日、晴、○中、所勞同前、今夕中御門黃門并息宣秀等來、有晚飯、爲恒例、侍從黃門昨日來之間、今日不來之由命之、

三日、晴、依初寅、女房參詣鞍馬寺、如例年、

〔宣胤卿記〕

正月一日、丙、天晴、天下泰平、國土豐饒、朝家再興、一門繁榮、可在此

春、万幸々々、

寅一點浴湯、次著衣冠、持笏、於庭上座、兼敷敷、薦其上、向北稱、屬星名號七遍再拜、

次向同方、唱當年星名號七遍、南无星二拜、次稱呪文、其詞云、賊寇之中過度我身、毒魔之中過度我身、毒氣之中過度我身、毀厄之中過度我身、五鬼六害之中過度我身、五兵口舌之中過度我身、厭魅呪咀之中過度我身、百病除愈、所欲隨心、急急如律令、向同方再拜、次拜天、乾地、坤四方、先東、次南、大將軍、當年、正相、東天一、當年、太白、東等、各二拜、次拜宅中神、向家、竈神方、其等各二拜、此兩、本次、第余、別儀也、次拜伊勢、宮各、別拜之、次拜八幡、南願、賀茂、北各、別拜之、松尾、坤等、各兩、段再拜、次拜春日、宮各、別拜之、大原野、坤吉田、巽等、次拜齋場所、日吉、良祇園、巽北野、乾、下御靈、巽多武峯、巽惣神、南等、以上兩段再拜、次拜先祖廟、東二拜、以上注

中御門宣胤四方拜ヲ行フ

次第、以常燈見之、次起座、改衣冠、每日所作讀經念誦等如例、氏三社別、所其後三獻、祝著儀如例年、

二日、丁、天晴、略、中三獻、祝著如昨日、次向都護許、近年今日就佳例、被招請之故也、宣秀同相俱、有夕食、一荷兩種持向、如例年、

三日、寅、天晴、三个日祝著儀如例、
七日、壬、晴、人日一段吉慶、祝著儀如例、

〔實隆公記〕家本前田 正月四日、己卯、天晴、風靜、朝間有齒固事、

七日、壬午、朝日吹晴、東風送暖、略、中今日私祝著之儀如例、滋野井在座、

權大納言勸修寺教秀等、幕府ニ參賀ス、

〔實隆公記〕家本前田 正月一日、丙子、天晴、風靜、三陽初節、萬歲嘉兆、幸甚々々、

鷄鳴退朝、則著直衣、室町殿、勸修寺大納言、飛鳥井中納言、予、日野人々參集、有

御對面、次參御對御方、賜御盃、春日局酌、侍從政資朝臣、廣橋治部少輔、治光、次參大樹、有御對面、退出之次、參三時知恩院、向

新相公羽林、前黃門等、亭歸宅、
○每月朔日、諸將士、幕府ニ參賀スルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔親元日記〕六 三月朔日、乙亥、細雨、

義尙將士
ナ引見セ

日野政資
等近衛政
家第二參
賀
白川資益
王等ノ賀
正

一無御對面、在佛真寺、貴殿無御出仕、

六月朔日、甲辰、天晴、

一無御對面、

十一月朔日、壬申、天晴、

一御方御所樣有御對面、

十二月朔日、辛丑、天晴、

一御方御所樣御對面、

〔長興宿禰記〕中 十二月一日、辛丑、晴、今日諸大名以下、參御方御所、權大納言各有御對面云々、當年初歎、

○諸家相互ノ賀正ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔後法興院政家記〕六 正月二日、丁、晴、陰、日野侍從政資朝臣、廣橋治部少輔

守光、江邊侍從雅連、結城十郎等來、

四日、己、天快晴、入夜小雨下、伯二位、同中將江邊三位、山科中將、言國朝臣、卜部

兼致、土御門三位、左兵衛、佐家幸、伊勢備後守、大石夏弘等來、令對面、

五日、庚、晴、陰、富就朝臣、結城七郎等來、勸修寺中納言來、有一盞事、

勸修寺教
正等ノ賀
白川忠富
等ノ賀正

中院通秀
等ノ賀正

島山政長
中院通秀
第二參賀

中御門宣
嵐所々々
參賀
青蓮院尊
應織田敏
假住所二
定宿所二
勸修寺宮
恒弘法親
王加賀在

文明十三年正月一日

九六〇

六日、辛巳、晴、勸修寺大納言、修理權大夫俊通、家幸、海住山大納言等來、

七日、壬申、晴、陰、時々雪霰散、伯民部卿、前藤大納言、海住山大納言、烏丸侍從、大外

記師富朝臣、在通朝臣、攝津掃部等來、

八日、未、或晴或陰、侍從中納言、冷泉右衛門督、極蔭菅原在數、泰清卿、宮内卿法

眼、不斷光院、妙樂寺等來、對面、

十日、酉、晴、早旦參處々々、○中院大納言、庭田源大納言、花山院大納言、日野中

納言、西川前宰相、姉小路新宰相、清三位宗賢卿、忠顯朝臣、右少辨俊名、源富仲、

菅原和長、永琳院文紀長老、湜藏主等來、各令對面、又修理大夫久任、臨招、宣光

等來、

十一日、丙戌、晴、自亥剋雨下、左兵衛佐顯基、成傳法橋等來、

十三日、子、朝陰、夕晴、心中念誦如例、按察卿、海藏院住持、松田豐前守貞康等來、

〔十輪院内府記〕正月□□□福幸甚々々、○中晝過時分、左衛門督政長朝臣

參賀、時武家之管領也、不肖之家、尤可謂知禮也、

二日、晴、今日日野拾遺、朝臣、細川兵部少輔等來賀、皆權門之類也、貧家不合期、

四日、今日勸修寺大納言以下來賀、

〔宣胤卿記〕

正月二日、丁丑、天晴、○今日勸修寺大納言被來、又日野侍從朝臣、

來下亭門、御云々、

四日、卯、晴、○中次歸宅、改衣冠、食後又乘輿、爲年始禮行所々、先内藏頭、言國朝

得小屋也、留守、次青蓮院准后、宿所、近年御借住、御對面、次花山院、中御門

先被跡、居在所、小屋之間、暫、次二條殿、一獻、若公、後御對面、細ノ子、御對面、有次

通賢寺殿、對面、東洞院、御、次妙法院准后、東山、去年移徙、今日進、次詣蓮花王院、

次九條殿、御對面、舊跡、寺也、次唐橋、造父子對面、次勸修寺宮、對面、門主ハ賀州御

國、在次一條前黃門、尺也、留守、次歸宅、内藏頭來云々、入夜一條前黃門被來、

七日、壬申、略、○中民部卿、卿、并治部四郎兵衛尉來、

八日、未、晴、海住山大納言、卿、次侍從中納言、卿、次右衛門督、卿、爲廣、次極蔭、菅

數、次泰清卿、次夏弘等來、

十日、酉、晴、○中先行中院、次海住山、次西園寺等許、○中略、廷臣、幕府參賀ノコ

二、收、次行向所々、安禪寺殿、真乘寺殿、禪閣、有一獻、應司殿、禪閣、御構、中、也、隨心

院殿、同上、慶林寺、同上、内府、小屋也、勸修寺大納言、教季、武者小路、資忠、在、園前中納

言、基有、飛鳥井中納言、雅康、日野中納言、廣光、侍從中納言、藤宰相、永繼、新宰相、

文明十三年正月一日

九六一

文明十三年正月一日

九六二

基綱冷泉右衛門督、爲廣頭中將宣親、日野侍從政資、萬里小路勸修寺、廣橋守光等也、此外西園寺中院、海住山等注前、今日此亭來人々、源亞相、日野黃門、新相公、松殿羽林園羽林、右少丞、菅原和長東坊、種直朝臣、照西堂、伊勢備後守貞熙、十一日丙戌、晴、夜雨降、湯次善淨坊來權代、五十細川與州被官吉田兼俱卿、伊丹來、次侍從二位來、十二日丁亥、雨下、西川前宰相來、次行佛陀寺、次勸修寺中納言許左少辨、次參東洞院殿當今御、伏見殿邦高親王、三寶院殿准后御息、等、次行源大納言并菅原和長許、

十七日壬辰、晴、樂林來、次前藤大納言、次都護等被來、次富就朝臣來、

〔實隆公記〕家本前田 正月一日、丙子、天晴風靜、中次參三時知恩院、向新相

公羽林、前黃門等亭、歸宅、

二日、天霽、向前黃門、滋野井等亭、今日餘屈之間不出仕、畠山左衛督四郎、海住山大納言等禮來、此外日々來賀之人別注之、

五日、庚辰、天陰晴、早旦退出、及晚勸修寺入來、於女中有盃酌、

八日、癸未、晴、今日執柄以下武邊等參座所々注、於入道左府亭傾數盃、頗及沈

醉小童、實香前右府息、十出座、珍重々々、

三條西實
隆所々ニ
參賀ス

二日丁丑、殿上淵醉ノ儀ヲ停ム、

〔宣胤卿記〕 正月二日丁丑、天晴、中無淵醉事、如近年、

三日戊寅、參議兼右近衛中將正四位上正親町三條實興卒ス、

〔公卿補任〕三四十 參議正四位上藤實興 右近中將正月三日卒、

〔實隆公記〕家本前田 正月三日、戊寅、天微陰、中今朝相公羽林實興、薨去云々、今年廿五歲也、自舊冬所勞、驚歎無比類者也、無常迅速雖非始、驚更愁淚難

揮御而已、

二尊院ニ
葬ル

四日、己卯、天晴風靜、中今夜相公羽林先送二尊教院云々、

〔親長卿記〕十二 正月四日、晴、昨日三條宰相中將公興、死去、自舊冬所勞云々、不便也、

〔宣胤卿記〕 參議藤實興 文明十三正三早世、廿四歲也、故公綱卿猶子、號三

條、公躬卿實子也、

〔公卿補任〕三四十 參議正四位上藤實興、廿四、文明十二年三月廿九日任、元

藏人頭右近中將、中將如元、前權中納言公躬卿男、母、長祿二年十二月廿

六日敍爵、二才、月日任侍從、寬正六年正月五日從五位上、文明五年十二月十

文明十三年正月二日 三日

九六三

官歴

文明十三年正月三日

九六四

三日聽禁色今日元服、同六年正月廿八日正五位下、同八月一日任右近衛少將、同七年正月廿四日從四位下、同廿八日兼下野權介、同十二月卅日轉中將、同九年正月五日從四位上、同十二月卅日補藏人頭廿一歲、同十年四月廿八日正四位下、同十一年正月五日正四位上。

〔尊卑分脈〕

藤氏二 北家甲

公治

實興

參木右中將、正四上、
文明十三正三卒、廿五

〔嵯峨家譜〕

公治

實興 戶田家祖

實望父前權大納言公治、母、元實統、號慈光院內大臣、

〔實隆公記〕

家本 前田

二月三日、戊申、晴、
略

今朝儲小齋、崛請廬山僧照雲、故

相公羽林月忌始也、居諸如夢更

愁淚

四月十三日、丁巳、陰雨降、
略

抑今日故相公羽林百ヶ忌辰也、日月之運轉如一夢、愁嘆難休者也、招照雲臨崇等諷經、滋野井、元慶、慶信、景信、宗實等同設小

世系

月忌始法
會百箇日

實隆等名
號連歌ヲ
行フ

連歌

言捨

齋在座、齋後名號連歌三十六句興行、不慮元慶、慶信等獻一樽、仍新亞相拾遺等相招、及盃酌、剩有立舞、今日頗不穩便、雖背本意無力、却而可謂有興乎、傾數盃醉倒及深更、

賦名號連歌、

かけやうきことうららん郭公予

むらさめりゝき木こまけるうけ清

又有言捨、

酒盡樽無月亞相

扇搖袖有風予

對花猶待友元慶

縮柳更留公予

四日、己卯、千秋萬歲アリ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二 山城十二 御湯殿上日記

正月四日、あさ御

さう月おなし、大こく千しゆ万を并申、

〔實隆公記〕

家本 前田

正月四日、己卯、天晴風靜、
略

文明十三年正月四日

九六五

興及黄昏退、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二 山城 御湯殿上日記 正月八日、○中 千

しゆ万を并あり、色々の事ま并おとり申、

十五日、○中 千しゆ万さいりて、くせま并を申、

十八日、一日れくをま并、御うさけ御所までまをせらせて、なふも をい

しまして御らんさるる、御さう月ふいる、めてさし、

○八日以後、萬歳ノコト、便宜合致ス、

勝仁親王、蹴鞠ヲ行ハセラル、

〔實隆公記〕○前田 家本 正月四日、己卯、天晴風靜、○中 親王及晚於同御方、聊蹴鞠有

興、

○コノ後、親王屢蹴鞠ヲ行ハセラル、コト、便宜左ニ合致ス、

〔實隆公記〕

○前田 家本

正月九日、甲申、晴、今日當番之間參内、及晚於黒戸御懸、

親王御方也、御大口計令著給、如何之由申入之處、一向爲公方不被知食之由予、

元長、源富仲等蹴鞠、非無其興、入夜於上臈局有盃酌、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二 山城 御湯殿上日記 正月廿二日、ふし

邦高親王
蹴鞠ノ親
メ勝仁親

王御所ニ
候セララル

ミ殿御うさへ御まりよ入ふいらされて、御所へも御ふいり、

〔實隆公記〕

○前田 家本

正月廿二日、丁酉、晴、朝候日高餘醉難忍之處、又有一盞、

仍終日不能退出、祇候宮御方、及晚伏見殿、元長、源富仲等有蹴鞠之興、及薄暮

退出、

三月三日、丁丑、晴、桃節芳辰、幸甚々々、今日於宮御方有御鞠、元長、源富仲等祇

候、及黄昏退出、向都護亭、又一足有興、

十二日、丙戌、晴、○中及晚依召參御所、下 奏於黒戸御懸親王御方有御鞠、仁 和

寺宮、源大納言、元長、源富仲等也、

十四日、戊子、晴、日出以後退出、及晚歸參、於宮御方蹴鞠一足、頭中將候之、

廿二日、丙申、晴、○中及晚於宮御方有蹴鞠、頭中將參候、

〔京都御所東山御文庫記録〕○甲二 山城 御湯殿上日記 四月十一日、宮に

御うさは久めして御まりあるを、御さち御さる色々ふいらる、御所

へわけふいらさるる、御うくなとて、御ひし、セ御をどあい也、中院

さんよえこうよてめ、

〔實隆公記〕

○前田 家本

四月十一日、乙卯、晴、行水、及晚於宮御方有御鞠、源大納

仁和寺
道永法親
王祇候

近臣酒饌
ヲ獻ズ
樂アリ

言予頭中將源富仲貞久等參候貞久初參之間進上太刀金內々進上御樽云々仍一獻有其興通秀中院當番祇候之間俄被召之入夜及亂舞及申更退出

〔十輪院內府記〕四月十一日晴參番終日一身祇候徒然而已入夜依召參宮

御方二臺御酒三有有小樂

〔宣胤卿記〕五月四日寅晴夕立雷鳴略於親王御方御鞠後於黑戶御懸有

之各烏帽子葛袴也禁中不可然之由有沙汰尋按察卿之處去年親王御元服

之時以黑戶東被擬親王御所之間親王御方分云々今日初度也御人數親王

御方御立御狩衣源大納言按察飛鳥井中納言藤宰相基富朝臣元長以量源

富仲

〔親長卿記〕五月四日晴細雨時々下於親王御方有御鞠源大納言予

飛鳥井中納言藤宰相元長次基富源富仲等也

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二五月廿三日御ウ

おとこふち雨ふりてりとおろす

〔親長卿記〕五月廿一日晴詣飛鳥井中納言許一昨日彼黃門於親王

黒戸ノ東
ナ親王ノ
御所ニ擬
ス人ス
數

親王御著
用水干ノ
色目ヲ甘
露寺親長
アラセラ

御方御鞠可張行申之由不申歟之趣有御尋之間仰其子細然者可申沙汰御人數事可伺申云々注折紙即參內奏聞

源大納言右大將予飛鳥井中納言藤宰相宣親朝臣政資朝臣元長以量基

富永康源富仲賀茂輩棟久縣主貞久縣主諸平縣主如此

仰云

親王御方御鞠之時御水干可被用有紗致カ如何之由有仰有何子細候哉申入

仰依可其色於鞠場紅香等可有御憚之由申了爲蒔黃御袖結此間爲紫於

菊閑者兒之時勿論男モ十五歳までハ可爲圓菊閑之由故禪閣被申了十

八歳間ヨリイトタリ可尋申關白即申了紅不可苦云々又重可被用唐紅

事如何不可有子細之由被申之

廿三日陰親王御方有御鞠於禁裏御懸有之且雖爲陵遲親王無參仕人々源

大納言雅行予飛鳥井中納言雅康藤宰相永繼宣親朝臣祇候番俄被召加依

元長基富源富仲等也各葛袴

貞久縣主爲御點悉參親王御座小文壘東西行南公卿已下圓座也各南面依

雨風無程止了

親長近衛
家政二親
王御水干
ノ色目ナ
尋又

文明十三年正月四日

〔歷代殘闕日記〕

重胤記

五月廿三日

九七〇

一禁裏親王御方御鞠在之、本所御番御人數之、今日よりこて御參候也、

〔後法興院政家記〕

六

五月廿二日、丙晴陰、酉刻雨灑、自按察卿許、以折紙申

送云、宮御方御水干御袖結紫勿論、可被用他色事如何、可計申云々、又御水干色可被用之歟云々、余申云、御袖結事、紫外可被用他色事、不可有豫儀歟、強不可依御水干色之由令申之、有暫又申送云、御袖結事、可被用唐紅、可有如何哉云々、余又申云、紫蒔木朽葉等愚物用候しと存候、強雖無記置事候、於家門古來用來候分、先剋令申、限唐紅非可有子細候歟、宜在時宜候哉、條々折紙傍注付之、後聞、被用唐紅云々、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二 山城

御湯殿上日記

五月廿六日、御う

〆とよて御まりあり、御人ま、とくといし^(實孝)右大將、源大納言、うんろんし、あまう^(宣親)并、中山^(甘露元)、左少辨、ゆきうす、藤侍^(高倉永康)、從、くら人、さふ久、どり大らお、その御まりもおもしろくありとま、御うをらけれ物よて、くこんともとんしゆ所よてふふ、

〔親長卿記〕

十二

五月廿六日、晴、於親王御方有御鞠、如先日、

庚申

聖護院道
應ノ祇候

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二 山城

御湯殿上日記

六月十七日、中略

かうまんとて御まりあり、宮に御うよてくこんしゆうし新をんしゆ御ふいり、みおせれちこめして、くこんよて^(聖護院道)あり、ひる御まりもあり、あいとう御所も御ふいりよてあそいす、御く^(宣親)、^(高倉永康)、よくあそいす、あとの御さふあり、

〔親長卿記〕

十二

七月十七日、晴陰、早旦參内、當番請取也、於宮御方有朝鞠、

予以量之外無人、

九月四日、陰、依召參親王御方、有御鞠、入夜雨下、

五日、庚辰、敍位ヲ停ム、

〔親長卿記〕

十二

正月五日、晴、中略、敍位事無沙汰、

伏見宮邦高親王參賀セラル、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二 山城

御湯殿上日記

正月五日、中略

しと殿御ふいり、五おんふいる、御しやく三おんめふしと殿、五おんよてんしやくあり、御宮よ三色三うふいる、

○宮門跡等參賀ノコト、便宜左ニ合、敍ス、

文明十三年正月五日

九七一

文明十三年正月五日

九七二

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城

御湯殿上日記

正月八日、○中け

勸修寺宮

さくむん玄ゆうしれ新(常信)をんしゆ御下りいり、御下りさまで宮に御方り

常盤井宮

り御さすめん(全明親王)ごきごい殿御下りさまで御下りいり、けふに申つき左少辨

全明親王

十一日、○中(方松軒等)せんき御さすめん(聯輝軒永)御下りいり、きちやう所まで御さいめ

萬松軒等

ん、三御さうあまで、御さう月さいる、

聯輝軒永

十二日、御(連永法親王)むろ御さういり、をり五うう、御さる三うさいる、御下りすうさまで、御

仁和寺宮

三すまで三こんさいる、大つう院も玄さう、御さう月御あふきさふ、御むろ

道永法親

へも一けんさいらさるる、○中(大炊御門信子)ひんうしれさうるん殿夕うさ御さいり、

王法親王

御さる色々さいる、御さう月五あんさいる、うち井殿御さういり、やうてつね

賜フ道永

に御所まで三あんさいる、庭田入(兵衛)さう大納言もおなしく玄さう、ひるれま

大炊御門

とおとこさちも玄さうまで、御しやく□□さいらるる、大つうよし、御あふ

信子

きまきいらもちてしあう、

梶井宮堯

〔實隆公記〕

近臣ニ小

前各被下小饌、有其興、祇候之衆大略如昨日、○近臣酒饌ヲ獻ズル、教國卿依

院田長賢

餘醉不參、入夜東洞院殿、梶井宮等令參給、大納言入道祐紹同祇候、有一獻、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○山城

御湯殿上日記

正月十三日、くろ

安禪寺宮

き御所々々御さういり、あんせん寺殿、おなしき御さうつしき御所、玄んさうし

觀心尼

殿、大しやう寺殿、(元孫尼)えうけん寺殿、御ふさ御所御さういり、おりさるともとし

王應善女

くれおとし、御さう月七あんさいる、御ひしし、めてさし殿御さういり、おま

眞乘寺宮

も御さいめんなし、

大聖寺宮

こん三こんれやうの、御さういり、御さるさちに御さう月さふ、

元源寺宮

廿八日、○中(尊胤)めうやう院の宮に御さう御さういり、大おり三うう、御さる二う

通源寺宮

さいる、御さう月つねに御所にて三あんさいる、御むろ、ふしと殿、玄んさう

妙法院宮

し殿、御さうつしき御所、つうけん寺殿、をう殿、ひんうしれさう院殿かど入

覺胤

いらせられて、御さう急まで御さうつけさいる、宮に御さうさもありてのち、御さ

近衛政家

う月五あん御ひしし、(頭書)せさいる、下までうさいあり、おとこさちせうく

美物ヲ獻

めす、あんせん寺殿御さうへ御さういりまで、御さうつしき御所、りなる御

各宮選御

らす事なり、さなく、およひ御さまりあり、あんそのおり三うう三うさ

文明十三年正月五日

九七三

海鼠腸

雉子

邦高親王
ヲ頻チ賜

櫻枝

酒糟

鯨ノ荒卷

鱧

内侍所及
門信子御
モ進ズ

文明十三年正月五日

九七六

三月五日、御さいよりこうといひしめて、可いし所あかこあへ
可いらるゝ、せけ殿より御うせられけ物御さる可いりて、御さう月可いる、
めて可い、

十六日、大納言殿よりさうれとりふるとて、山とりまし可て、きしれとり可
いる、御しやうくせんあり、ふしとどのへも、わけ可いらさるゝ、御さ并れ
御方より可あもし可い、

十八日、中大納言殿より櫻の枝可い、

廿五日、中むろまちとのより御まか二色可い、又こうとい五十可い、
種○毎月二十五日、魚二
種ヲ獻ズルコト略ス、

四月九日、中むろまち殿より可あもし可い、宮れ御うさへさう御ひら可
いる、六月十日
條略ス、

十六日、むろまち殿より、くちられあらまき卅可い、

廿三日、中大納言殿より、す可きいしめて可い、

廿五日、むろまち殿より御まか二色可い、かいし所、ひむうしれとういん
このへも二色つゝ、

白瓜

小鳥

杜若ヲ義
尚ニ賜フ

撫子

光昭院へ

賜フ

茶

海松

杏子ニ和
撫子ニ添
歌ヲ添ニ
テ義政ニ
賜フ返歌
義政返歌
ナ上ルル
鮎智貝

文明十三年正月五日

九七七

五月十一日、中宮れ御方へむろまち殿可御まな二色可い、かいし所、
ふしと殿、ひんうしのとうるんか可へ可い可いらるゝ、御所可い、
れやう可い、
十二日、中御さいよりしる御うり一可い、
十四日、大納言殿より色々のこ鳥とも可い、又この御所より可い、
十五日、宮れ御うさ大納言殿より可あてし可い、御所へけさむ入を可
します、光さう院とのへ可いらさるゝ、
十六日、中御さ并れ御うさより折五可い、御ちや五十可い、御所
々々可い、
十七日、大納言殿よりみるはしめて可い、八月十二日、海松可い、
廿九日、中むろまちとのより御庭木可い、異事ナキヲ以テ略ス、
れ御ふさ御庭れ可い、
返やうて可い、
六月一日、中御あゆ一をしき、御さいれ御方より可い、八月十二日、海松可い、

文明十三年正月五日

九八〇

鶺鴒

松茸

菱喰
信子ニ賜
フ

諸所ニ頒
賜セラル

七日、大納言殿よりいん^略だいる、○中御さいよりあう御まか^略だいる、
十日、^略○中むろまち殿より、まつ一折^略だいる、
十四日、^略○中むろまち殿よりひしくゐ^略だいる、ひむうしれとういんとのへ
だいらさ^略らるゝ、

十八日、むろまち殿、大納言殿御さいより、とし／＼に大おり^略だいる、いつを
れこどく御すゝ^略だふふふ入て、ないし所へ^略だいる、そのやう、ひんうしれ
とうゐん殿、つうさん寺殿、^{おひよて}ふし^{おひ}と^{おひ}のらん^{おひ}と、めうやういん、女^{おひ}さう^{おひ}さち、き
うゐんれ御人さち^{おひ}まて御く^{おひ}りあり、二宮れ御うさへ、御さいよりこをり
三^{おひ}うう^{おひ}だいる、

廿三日、大納言殿より大をり六^{おひ}うう、御さる十^{おひ}うう^{おひ}だいる、ふし^{おひ}と殿あ^{おひ}さこ
な^{おひ}だ^{おひ}いらるゝ、

廿四日、^略○中むろまち殿より、宮れ御うさへをり十^{おひ}うう、御さる十^{おひ}うう^{おひ}だいる、
めて^{おひ}さし、

廿八日、^略○中大納言殿よりきく^{おひ}だいる、

十月五日、^略○中むろまち殿よりうき一折^{おひ}だいる、

柿 菊

鶺鴒

蜜柑

菱

絹綿

古今和歌
集

義尚ニ羽
子板羽子
ヲ賜フ

十一月二日、^略○中むろまち殿あ^{おひ}うさよれ御さい所より御まな色々^{おひ}だいる、
くゝゐあ^{おひ}とあ^{おひ}とし^{おひ}いしめて^{おひ}だいる、

十一日、御さいよりみつ^{おひ}うん^{おひ}だいる、
廿日、御さいより御ひし一折^{おひ}だいる、

廿五日、むろまち殿より御まな三色^{おひ}だいる、宮れ御方へも三色^{おひ}だいる、二色
を^{おひ}け^{おひ}だ^{おひ}いらさ^{おひ}らるゝ、御所よりひしくゐをま^{おひ}だ^{おひ}いらさ^{おひ}らるゝ、

十二月二日、^略○中御さいの御うさより御ふく^{おひ}よとて、御きぬ十^{おひ}ひき、御あ^{おひ}り
十^{おひ}さう^{おひ}だ^{おひ}いる、めて^{おひ}さし、

三日、^略○中大納言殿よりこきん一部^{おひ}だ^{おひ}いらさ^{おひ}らるゝ、御つう^{おひ}ひ頭^{おひ}辨、
卅日、^略○中大納言殿よりひふつ十五色^{おひ}だ^{おひ}いる、宮れ御うさへも五色^{おひ}だ^{おひ}いる、

むろまち殿より五いろれもく六、をり^{おひ}だ^{おひ}いる、^略○中御さいれ御うさよりも
五いろ^{おひ}だ^{おひ}いる、宮れ御うさへ三色^{おひ}だ^{おひ}いる、^略○中大納言とのへ御こきい^{おひ}さ、大

こき^{おひ}れこ^{おひ}だ^{おひ}いらさ^{おひ}らるゝ、三^{おひ}やう院へもおなし、大納言殿より宮れ御うさ
へ御きちやう^{おひ}だ^{おひ}いる、御こきい^{おひ}さを^{おひ}るぬ、

〔親元日記〕六

十二月廿九日、己巳、

文明十三年正月五日

九八一

一明日禁裏以下御美物、如先例可進獻之由、以目錄長谷伺申之、

○宮門跡、廷臣及ビ寺社、物ヲ禁裏竝ニ皇子ニ獻ズルコト、便宜左ニ合
斂ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十二 御湯殿上日記 正月十五日、略中

卷數

けさ二日し御くむんしゆとをすいる、

十八日、略中 中 亥しやう院より御うむらけ物五色、御さる一うすいる、略中

ふしとこのいつをの御さる二う二色すいらさられて、御めてささ色々御
申あり、

煎餅

廿日、けふすいるうちんよて、御はう月すいる、ひむうしれとういんどのよ

唐納豆

りさんへ并すいる、二てう殿よりもおなしくすいる、

杉原

廿四日、(白川忠實)ん部卿うらあつとうれとこすいる、

梅枝

廿六日、(近衛教家)ん殿より御まな二色、御さる二うすいる、めう_(金深)ん寺よりすき

いら一そく、御あふきすいる、

二月十三日、略中 中 けんしゆ寺より宮に御うさへ二色二うすいる、めして

御うさよて御さう月さふ、ひしくあり、まんさう院より梅枝、きむめす

繼木ノ梅

いる、

十八日、光さう院殿より洗木、これ梅すいる、そのやうとうくよりもすい

女官ニ梅
ヲ頒賜セ
栗ヲ

廿七日、略中 けふも梅もすいる、糸うさうさちよ御くとりともあり、まん部
卿御くりれうこすいる、略中 中 けうあん寺殿よりおとしのしめては御さる

一う二色すいる、

〔實隆公記〕

○前田 家本 三月一日、乙亥、雨降風吹、早且退出行水、自美豆御牧鯉

魚三 到來、一進上親王御方、二遣飯尾加賀守了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十二 御湯殿上日記 三月六日、せうし

ゆそ御をいよしあう、御みやけよひき十帖、うらすとちやう
くこんとてつやよ入てすいらる、御やう
(上御門有宗)りうを御人きやうあふさこさ

さよりすいらる、宮に御うさへをなしくすいる、

〔十輪院内府記〕

○中 略中 今日自右大將被進橘樹、即被植、諸大夫侍

男等參入奉行令植之、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二十二 御湯殿上日記 三月廿五日、略中

橘樹

引合紙
唐墨

鱈ノ腸

芍薬

菴

近衛房
奈良酒
獻ズ

青海苔
鳴門和布

文明十三年正月五日

九八四

(富山教長) 之ヶ山さひさるとて、えん部卿よりこうとい一折くるくゞる、とく
此二位よりも二色万いる、

四月十七日、略、中みうむれ御きくえん所よりまきいら十帖御ううとこ万
いる、日野、侍従申つき、

十八日、えんまん院よりさげれこ、しやくやくれ花万いる、えん部卿よりう
さ御さる一う万いる、

廿四日、略、中つうけんし殿より、御庭れとていちこ万いる、

廿七日、略、中まやうえん院との、折御さる、二宮れ御方よりとて万いらさ
らる、おろ殿南れ御うさへも、御うむらけれ物御さる万いる、

〔後法興院政家記〕六 四月廿九日、晴、(皇都)文紀長老來、南酒二荷兩種令進上
禁裏自禪閣進上分也、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲山十二 御湯殿上日記 五月一日、略、中御

くせんしゆとを、どうくより万いる、(藤原春樹)中 やあきいらいかうよりくる、
てい名ある御まあとて一万いる、

二日、ひんうしれさういん殿よりあをのり万いる、(園基有)そのよりあるとのめ万

新茶

正親町公
兼加賀ヨ
リ上洛シ
得ズトテ
酒饌ヲ獻
ズ

むき梅

枇杷
時鳥ノ仔

蒸茸
山桃
楊梅

いる、略中きくていよりあもし万いる、

九日、せうのをより新ちや万いる、

十六日、略、中北野、まやうふく院より、あてしこ、御くむんしゆ万いる、この
やうまよく、よりけふれ御くむんしゆ万いる、(念助)ちやうやう寺より七日へ
ちしての御 申されて、御あて物返万いる、御くむんしゆかす大く万

いる、御所へも万いる、略中ましやう院よりいちこ万いる、

十九日、大きまちれ宰相中將、うよりいままままやうらくさぬめいむくあ
と申されて、二色三う万いる、正親町公兼加賀ヨリ四月十一日ノ條ニ見ユ、上らぬよりさ
けれこ万いる、ひる御うむらけれ物も万いる、 どう院殿よりむきむめ

万いる、

廿一日、さんやう寺よりいちこ万いる、女さうさちれ御くぞりせらる、

廿七日、略、中ひむれひけこあうさね万いらさる、(西坊城長)中とき 万とさきま
れこ万いる、

六月五日、むしふけうち舟とのより万いる、山も、れをり中山万いる、
〔宣胤卿記〕六月五日、晴、略中楊梅一折進禁裏、

文明十三年正月五日

九八五

文明十三年正月五日

勾當内侍どの、御局へ

のふ胤

九八六

この一折めつらしうらま見ふて候の縁とも、くるしうらま候の、よきやうよ御ひろう候へく候、うしこ、

文れやうひろうふいらさ候、この一折ふいらさ候、おもしろくおおしめし候、御しやうくひん候のんすることにしめて御らんさらを候、めてさくおほしめし候、よくく申とて候、うしこ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二二 山城 御湯殿上日記 六月十三日、○中

ひんうしれどう院殿より御うりふいる、瓜ヲノ後大炊御門信子屢略ス

瓜
梨子瓜

廿三日、○中 二宮に御うふより、〓おり二ううふいらさらる、大をけ殿よりなしうり御やくむんふいる、

廿五日、○中 北こうち殿よりくゝるふいる、〓さい(西園寺實送)をんしより御うり三

うふいる、むむやう院より二宮に御うふへおり三うう、御さる二うふいる、やうてまこうまて御さいめん、〓さう月〓以下

(頭書)とくの二位よりさうふいる、

茶壺

一乗院ヨ
ズリ瓜ヲ獻

廿八日、御さう月ふいる、侍從中納言より、としく、〓に御うり一折ふいる、な

〔後法興院政家記〕

六 六月卅日、酉晴、茶壺二合進上禁裏、一遣伯民部卿、自

去春比被仰出了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二二 山城 御湯殿上日記 七月三日、南どの

一さう院より御うり二うふいる、ふしとこのへ、〓ふいる、二そん院へ一うつうとさるゝ、

五日、おんゑ殿より山と御うり一うふいる、御むろへふんと御うりうねゝふいる、

〔後法興院政家記〕

六 七月五日、寅晴、聖門大祥院令歸給、自一乗院恒例五

色二荷賜之、一荷則令進上禁裏了、

〔京都御所東山御文庫記録〕

○甲二二 山城 御湯殿上日記 七月六日、(政平)うつ

うさ殿より御うり一うふいる、うち寺とのへふいらさらるゝ、〓中雨ふるきくていよりとな一つふいる、つうぎん寺とのへふいる、(勸修寺政)右中辨うゝに御宮けよ御さる色々ふいる、宮に御うふへもふいる、

勸修寺政
顯加賀ノ
土産ヲ進

文明十三年正月五日

九八七

文明十三年正月五日

九日、略、中、とさけ山よりを（さけ）十おけり、
十日、北こうち殿より御うり二うり、略、中、ふしとこのより御うり、
此物三色、御さる一うり、ことし、
ちしてり、とて、
十七日、く、
十九日、日よしより御うり、
せうあん寺へ十こつうとさる、

廿五日、略、中、日野、
八月三日、略、中、南御方より、
八月、
廿五日、略、中、つうけん寺、
九月一日、略、中、三時ちをん院殿より、
三日、く、

〔後法興院政家記〕

六

九月三日、亥、晴、略、中、松茸、廿本、盛硯蓋進禁裏、初物也、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十二
山城

御湯殿上日記

九月四日、
みん部

卿より、
十日、略、中、
十二日、
十四日、略、中、
ふ、

〔後法興院政家記〕

六

九月十四日、丙、降雨、風吹、及晩止、松茸折進禁裏、又一

益遣民部卿許、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十二
山城

御湯殿上日記

九月十五日、
さん

うより、
く、
十九日、略、中、
廿九日、略、中、
一かん、
十月四日、
はる、

文明十三年正月五日

柿餅

五日、略中とむろより御くり二こ万いる、とん部卿よりすもし万いる、
九日、略中めうやう院どのよりいつをれ御ちや五十万いる、松木うき一を
り万いらるゝ、
十六日、うちれやうをん院よりうきれうちん二こ万いる、うんちうきんよ
りも一こ万いる、

〔後法興院政家記〕六 十月廿八日、巳晴、柿餅二籠令進上禁裏、

〔京都御所東山御文庫記録〕甲山二十二 御湯殿上口記 十月廿九日、めう

納豆

やう院よりいつをのいとひき百万いる、ひんうしれとうゐん殿御くとり
とをさるゝ、

十一月十二日、略中御ちの人さくもとより返万いる、まつうん、ふもし一を
しき、御さる一う、御宮けよ万いる、

田樂豆腐

廿六日、くをれうき万いる、（審書）さうさう御万いり、二宮れ御うよよりてんう
く、御さる万いりて、御しやうく万んあり、

十二月一日、ひむうしれとうゐん殿より、中せう万れうき万いる、

十九日、とれ万くよれ御きく万ん所よりとて、（一條殿より）一條殿より御ちや百万いる、

香爐

鴨

都狀

廿四日、さんゆう寺れちやうらうより、ひき十帖御うろ万いる、宮れ御う
よへもをきいら、御うろ万いる、さいまつをも申さるゝ、

廿八日、略中はくれ二位御ひし一御け万いる、とん部卿よりかも万いる、源

大納言よりくちら万いる、ひろのしよりくもし一折万いる、

廿九日、略中あうらやさよもととしやう万いらる、宮れ御うよへもあう
らや万いらる、御く万んしゆとう万より万いる、おられ一さう院よ

りさ、やう万ん万いる、ひよしより十二うれ物万いる、

卅日、さうてんやくとみありとしやう万いらる、略中御く万んしゆとを

る万いる、略中日野より二色万いる、さけ万いらる、とて、すゑより三色万

いる、女さうおとこ万ちよ、とし万れ御くとりあり、

義尙、伊勢貞宗ノ第二臨ム、

〔親元日記〕六 正月五日、庚辰晴、

一御方御所様、貞宗宅へ俄御成、方々より美物三種まいる、兵、三御盃、三獻、供御、

五ま、御名字御衆、御太刀、金進上、

六日、辛巳晴、

伊勢一族
太刀ヲ進

未明より御一獻まいる、供御及晩頭還御、
伊勢貞宗、例ニ依リテ、物ヲ幕府ニ進ズ、

〔親元日記〕^六 正月五日、庚辰、天晴

一恒例、貴殿より御進上、

鴈一、鯛二、海老一折、貝蛸一折、蠣二桶、

以上五種者恒例、於色者不定、

○コノ後、諸將士寺社等、物ヲ幕府ニ進ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔親元日記〕^六 正月九日、甲申、天晴

一貴殿御進上、鵝一折、^卅鯉一、鯛二、○毎月九日進上ノコト、異事ナキモノハ略ス、

十日、乙酉、天晴

一花王院、御卷數公方、御方御所へ各三枝、上様へ一枝、有之、録御私へ一枝、御返

事あり、

十一日、丙戌、天晴、夜雨

一春日御師、公方へ卷數、粽卅把、御方御所へ卷數、五十把、上様へ卷數、御私へ

一枝、十把、御返事あり、

雁鯛海貝蛸老

鵝鯉

花王院卷數

粽

京極高清

鮒白鳥
多賀宗直

久喜

攝津神呪寺
土岐成頼

定泉倉

馬太刀
正實倉

十三日、戊子、天晴

一佐々木六郎殿より進上、

公方さばへ初鮒卅、御方御所様へ白鳥一、鮒廿進上之、

御私へ鮒十、御返事あり、多賀兵衛四郎、貴殿鴈二、鮒十、御返事あり、

十七日、壬辰、天晴

一貴殿より御進上、昨日御精進解、鯉一、鯛三、○二十日ノ條、異事ナキヲ以テ、略ス、

一梅尾闕伽井殿より、御方御所様へ、御卷數、久喜二桶、御私へ同上、御返事あり、

廿三日、戊戌、天晴

一攝州神呪寺、年預より公方へ御卷數、御私へ卷數、種一、荷兩種、御返事あり、

一土岐殿年始御禮、

公方御太刀、雲正、御馬、河原毛、印三、今日定泉御倉納之、松下書アリ、使河村、

御方御所御太刀、盛次、御馬、鹿毛、槽毛、三、正實御倉、松豐、

上様三千疋、廣福院殿へ納申之、洗、御私太刀、糸、貳千疋、杉江方、

御返報太刀、行久、金打刀、無銘、

文明十三年正月五日

九九四

辛螺

廿五日、庚子、晴、
一 貴殿御進上、鴨二、辛螺一折、世〇毎月二十五日進上ノ略ス、

伊庭貞隆

廿七日、壬寅、晴、
一 伊庭(貞隆)ウハより、鮒生成十進之、御返事、
一 此生成則御進上あり、

廿八日、癸卯、晴、

近江彦根寺卷數

一 江州彦根寺より御卷數進上、同貴殿ハ一合まいる、御返事、
二月朔日、丙午、天、晴、細雨、

鰯鮓

飛驒千光寺卷數

一 貴殿御進上、已後者毎月今日、鯛二、鰯鮓一折、〇毎月朔日進上ハ略ス、
一 飛州袈裟山千光寺より御卷數進上之、引但舊冬、分依深雪、返事、

伊勢觀音寺卷數

六日、辛亥、晴、
一 栗真觀音寺より御卷數、公方御方御所へ進上、御私へ一合、
十日、乙卯、天、晴、

浦上則宗海月

一 浦上美作守則宗于時所司代、御方御所様へ美物進上、鴈三、鯉二、海月三桶以上、
(め服カ)として進上也、大御所ハはへ、去年より始て進上申之也、御申次伊勢次(貞隆)

端溪硯

郎左衛門殿、
一 御方御所様へ、硯石端溪石、親元進上之、御申次伊勢(貞隆)正殿、

廿四日、己巳、天、晴、

一 上様へ貴殿御進上、昨日まで彼岸御精進云々、鯉一、貝匏一折、數卅、

廿五日、庚午、天、晴、

一 貴殿御進上、彼岸のあきよ昨日可有御進上之處、爲御精進之間、彼是今朝

有御進上也、鴈一、鯉一、鯛五、海老一折、振海鼠一折、以上、

彼岸のあきハうりに、三種御進上之例も毎々有之、

三月二日、丙子、天、晴、

一 貴殿御進上、鴈一、貝匏一折、以上、

昨日可有御進上之處、南御所御年忌年十七御精進也、仍今朝まいる、

六日、庚辰、天、晴、

一 飛州一宮神主政憲、方より御卷數進上、舊冬御祈禱也、貴殿へ薄白二束進之、御返事あり、申次堤新左、

廿日、甲午、天、晴、

文明十三年正月五日

九九五

飛驒一宮神主薄白

振海鼠

義尚細川
成春ニ重
代ノ寶刀
ヲ返付ス

擁劍

畠山義統

海鼠腸

文明十三年正月五日

九九六

一御方御所様へ淡路殿先度進上之太刀爲重代之由被聞食之間被返下之由以夏阿彌陀佛被仰出之親元申次之則自貴殿被遣之御使野依若狹守（細川成春）聽御禮御申云々

廿五日、己亥、天晴

一貴殿御進上、鷹一、擁劍一折、

一畠山左衛門佐殿、

公方さほへ海鼠腸百桶（義統）非年始御禮、只御進上也

御方御所さほへ御太刀、三千疋（此兩種年始御禮也、いづれもこの疋たは只まいる也、この疋たは只まいる也、

御狀別紙こあり、御返事同前、

上さほこの疋百桶、

御私同前五十桶、

一同御方より舊冬歲暮御進上之美物同時に到來、

公方様へ白鳥一、海鼠腸五十桶來々五十、

御方御所様へ鹽引十尺、海鼠腸卅桶來々五十、

上さほへ同前、御私へ鯉三尺來々五十、

鹽引鮭

朝倉孝景

廿八日、壬寅、天晴

一朝倉彈正左衛門尉年始御禮、

公方様御太刀、持、貳千疋、

御方御所様へ御太刀、持、三千疋、

上様へ貳千疋、

御私太刀、金、千疋、御返報、御太刀、兼久、杉江方へ渡之、

卅日、甲辰、天晴

一西八條遍照心院（伊勢貞尚）圓海より茶折被進之、御同名彈正殿御取次御返事あり、

公方へも進上之由、目出之旨被仰遣、

一山名殿年始御禮御申、雜掌布施善左衛門尉、公方様御太刀、女成、貳千疋、

御方御所様御太刀、助守、貳千疋、

御私御太刀、家久、貳千疋、則納杉江方へ渡之了、

以上御狀三通有之、

御返報、御太刀、國宗、御馬（鹿毛、印、被進之、四月廿五日、雜掌布施善左衛門方）渡之、

太刀馬ヲ
政豐ニ與
フ

山名政豐

茶

太刀ヲ孝
景ニ與フ

文明十三年正月五日

九九七

文明十三年正月五日

九九八

海鼠子

四月七日辛亥天晴 一島山左衛門佐殿より、公方様へ海鼠腸百桶、同子十桶御進上、御申次伊勢

千鯛

備後殿(貞照)御私へ海鼠腸卅桶、
九日癸丑天晴 一貴殿御進上、千鯛一折、十、烏賊一折、卅、以上、

鱧

廿五日己巳天晴 一貴殿御進上、毎月之儀也 鱧一折、烏(賊力)一折、

煎海鼠

五月朔日乙亥曇微雨晴 一島山左衛門佐殿より御進上到來、則御披露之、御返事あり、海鼠腸五十桶、同子廿桶、煎海鼠十束、以上、

七日辛巳天晴

一貴殿より御進上、昨日六、鹿苑院殿御正忌御精進之故也、鯛五、鱧一折、烏

十日甲申天晴

賊魚一折、
一花王院より御卷數、

覆盆子

公方三枚、如意頓成就、大威徳愛染、吉御本地不動、 御方御所三枚、如意頓成就、日 上様一枚、毗沙

御私へ五大尊合行、兵庫殿へ歡喜天、各御返事あり、

一醍醐水本殿賢源より覆盆子、公方へ十籠、御方御所へ五籠、御私へ五籠、御返事あり、

十四日戊子曇天晴

一京極殿治部少輔政經より年始御禮、雜掌下河原宗八、公方様御太刀、糸千疋、上様千疋、

京極政經

御方御所様御太刀、糸千疋、以上三御方分十九日進納云々、

以上今日(伊勢貞親)以因幡殿御披露之、

御私へ太刀、金千疋、廿三日納、即杉江方へ渡之、折帛合點封裏遣之、御返報

御太刀眞長被遣之、

十九日癸巳曇夜雨

一京極殿年始御禮錢、三御方分納申候由、雜掌申案内、

〔親元日記〕

六 五月十五日己丑曇雨

一八幡田中坊生清より、御方御所様へ初瓜あま、一籠進上、公方へい、以別人

文明十三年正月五日

九九九

太刀ナ政經ニ與フ

田中生清
阿古陀瓜

文明十三年正月五日

一〇〇〇

被申入云々御私へ一籠御返事アリ、

十七日、辛卯、天晴、夕立、

五位鶯

一貴殿より御進上、昨日御精進之故也、五位鶯二、鮎一折、干鯛一折、數十、

廿日、甲午、曇天晴、

得光盛敦

一加州得光右馬亮、盛敦、當年御禮、公方様、御方御所様へ各御太刀、糸、進上、御

梅絞ノ手網腹帶

私へ太刀、金、手網、腹帶三具、梅絞、進之、御返事太刀、糸、被遣之、

廿四日、戊戌、雨、

一江州彦根寺、院主法印快全、より御卷數、

公方へ一合、大般若、

御方御所へ二合、聖觀音、御私一合、大般若、御返事あり、

廿五日、己亥、殘雨晴、

一貴殿より御進上、雲雀一折、丸炮十串、

雲雀丸炮

廿八日、壬寅、微雨晴、

一六角殿より初瓜一籠進上、御方御所へ御披露之、中務持參之、御申次上野刑少、

六角高賴

六月朔日、甲辰、天晴、

真鯉

一貴殿より御進上、雲雀一折、真鯉一折、十、以上、

二日、乙巳、天晴、

一畠山左衛門佐殿より御進上、

鯖子背腸

公方様鯖子十桶、同背腸十桶、

上様同五桶、同五桶、

御方御所様同前、

御私へ白鳥一、御返事四通、

九日、壬子、天晴、雨、

青鶯鱸

一貴殿御進上、青鶯二、鱸二、

十四日、丁巳、殘雨晴、

一伊庭初瓜三籠進上、御方御所へ御披露之、御私一籠、御返事一通、

十九日、壬戌、天晴、

一御方御所様へ朝倉うゝより、御馬二疋、鹿毛、印輪違、彦間、進上之、於葛川御

披露之、御返事廿一日、

廿二日、乙丑、天晴、

文明十三年正月五日

一〇〇一

朝倉孝景

一 貴殿へ親元進上、鴈一、鯛三、貝蛸一折、

一 右三種則上様へ御進上あり、堤新左持參之、

廿五日、戊辰、天晴、雨

一 貴殿御進上、

公方 鵠一、青鷺三、鮎一折、鱸三、鱧一折、

上さ 鴈一、あゆ一折、とも一折、

御方御所 青鷺二、貝蛸一折、

以上□目錄

廿六日、己巳、曇

一 畠山左衛門佐殿より、

公方 白鳥一、鯖子卅桶、同背腸卅桶、海鼠腸廿桶、鹽引十尺、

上さ 鰯 鯖子廿桶、同背腸卅桶、煎海鼠十束、

御方御所 同前三種、

御私へ 鯖子十桶、同背腸廿桶、

以上御返事四通、

貝蛸

卅日、癸酉、天晴

一 大内殿年始御禮書狀到來、(興文)文藏主持參、

公方様 御太刀、金、万疋、七月十日御披露之、九月三日進納淵田、

御方御所様 御太刀、金、万疋、度々、納請取之日付七月十六日也、

上様 五千疋、七月十日御披露之、文、明、四、

御私太刀、金、貳千疋、八月十三日納之、御返報太刀、國重、馬、蘆毛、印、十月十七日、

渡之、七月十日御披露候、裏書ニハ、書狀文明十三、六月至候、

公方様より 御内書、御劔、信房、金、覆輪、

七月四日、丁丑、天晴

一 青蓮院殿より御方御所様へ瓜卅籠御進上、御私へ卅籠、御返事兩通、あて

所應御坊、

六日、己卯、天晴

一 六角殿より瓜十籠、御方御所へ御披露之、草花三御方様へ進上、

八日、辛巳、天晴

一 六角殿瓜卅籠進上、大御所様へ御披露之、御私へ卅籠、三上申次、

草花

青蓮院尊應

書狀及ヒ
劍ヲ政弘
ニ與フ

大内政弘

文明十三年正月五日

一〇〇四

六角政綱

一伊庭瓜卅籠御方御所様へ進上、御私へ卅籠御返事、
十一日、甲申、天晴

一佐々木宮内大輔殿政綱より公方様御方御所様へ江瓜各五十籠進上、御返事兩通あり、
十二日、乙酉、天晴

一佐々木宮内大輔殿より瓜上様へ卅籠御私へ卅籠御返事兩通あり、
十三日、丙戌、天晴

一伊庭江瓜公方様上様へ各卅籠御方御所様へ百籠進上、御返事一通、各以折紙進上、

十四日、丁亥、天晴

一佐々木六郎殿より瓜進上、但多賀兵衛四郎書狀也、四通、
(京極高直)

公方様上様へ各五十籠、御方御所様へ百籠、御私卅籠、御返事四通、

十六日、己丑、天晴

一貴殿より御進上、堤新左持參、青鷺二、鱸三、鯉一折、干蛸一折、伸蛸三百本、上さほへあ茂さき三、干鯛一おり、

京極高直
多賀宗直

干蛸
伸蛸

廿日、癸巳、天晴

一佐々木黒田龜童子殿より江瓜、公方様廿籠、御方御所様卅籠、御私廿籠、御返事一通、申次、静住

廿二日、乙未、天晴

一貴殿より御進上、昨日(正御義勝)慶雲院殿御正忌御精進故也、青鷺二、干鯛一折、

一佐々木黒田三郎殿貞秀より江瓜、御方御所様へ卅籠進上、御私へ廿籠、御返事一通、

黒田貞秀

廿七日、庚子、天晴、夕立

一佐々木黒田三郎殿貞秀より大御所様へ瓜卅籠進上、御返事、

八月廿五日、丁卯、天晴

一貴殿より御進上、鳴一折、卅、鱸五、

九月十日、壬午、曇

一花王院御卷數進上、公方様御方御所様各三枝、上様一枝、御私、(同武庫各一枝)

十七日、己丑、天晴

文明十三年正月五日

一〇〇五

鳴

文明十三年正月五日

一〇〇六

鯨

一貴殿より御進上、鴨三、鯨一折、五、蛸一折、十、

鱒

廿五日、丁酉、晴

一御進上、鯛五、鱒一、

一山名殿より公方御所へ、初鯨各一尺、御進上、御私へ一尺、廿八日御披露

之、御返事十月十四日渡之、使淵田、

廿七日、己亥、天、晴、雨

一彦根寺、院主法印、快全より御卷數三、御方各一合、御私一合、御返事あり、

十月五日、丙午、天、晴、雨

一南圓院より、公方様へ山葵三束御進上、御申次、山刑部

廿日、辛酉、天、晴

一朝倉進上御馬、栗毛須彌足、井印雀目結、孫三郎之被預遣、依書狀遅々如此、

廿六日、丁卯、天、晴

一山名殿より御狀三通、各御返事あり、

公方様へ鯨三尺御進上、

御方御所様へ白鳥一、

木練

御私へ木練一箱、數三百、

十一月二日、癸酉、天、晴

一貴殿花園より御出京あり、上様へひしくゐ一、かも一番、五おり、五御

ゝる三、御進上、

御方御所様へ菱食一、雉一番、鯛五、御種三、荷御進上、

十八日、己丑、天、晴

一山名掃部頭殿、豐泰號、有道、鯨廿到來、公方御方御所十尺ツ、御披露之、貴殿へ

五尺、御返事あり、

十九日、庚寅、天、晴

一畠山左衛門佐殿より、初海鼠腸十、鵠一、背腸廿、鯨三、鯨十進上、

上様、御方御所へ各海鼠腸十、鯨三、鯨十、御私へ鯨二、引毛、印三、馬、引毛、印三、御

返事、十川作、被進之、的矢、

十二月朔日、辛丑、天、晴

一栗真庄圓光寺より御卷數進上、同貴殿へ一合、百疋、花園へ納之、御返事あ

り、

文明十三年正月五日

一〇〇七

菱食
鴨食
給

雉子

山名豐泰

鯨

鮪子

的矢

伊勢圓光
寺卷數

文明十三年正月五日

一〇〇八

但馬淺間寺

二日、壬寅、天晴

一但州淺間寺より御卷數公私分まいる、請取之由遣愚狀候了、

十五日、乙卯、天晴

一土岐殿より、略御方御所さぬへ色小鳥うそ廿進上之、

廿五日、乙丑、

一貴殿より御進上鷹一、鯛一打、以上長谷へりいる、

廿七日、丁卯、

一大内殿進上、

公方 白鳥一、鷹五、鳥廿、以上、長谷納、

御方御所 同前三種、此分親元納之、

上さは菱食一、鷹三、鳥十、以上、西御所へいる、

廿九日、己巳、

一朝倉孫右衛門尉進物、以父孝景時例進上之、

公方御絹廿疋、上品綿卅把、

上様同前、

朝倉氏景
絹綿

大鱈
大蟹

以上、得貴殿御意、二御方分西御所へ進納之、

御私へ千疋、二月五日中興所へ納、堤三郎兵衛持

同方より進上、歳暮美物、

公方へ白鳥一、鷹五、鱈五十、但世鹽引十、大蟹、

御私へ雪魚五、鹽引五、以上花園へ納之、

卅日、庚午、

一畠山左衛門佐殿より御進上、但正月四日到來、

大御所様 白鳥一、海鼠腸五十桶、來々五十、

御方御所様へ 海鼠腸卅、來々五十、鹽引十、

上さは同前、三種、

御私鱈三、來々五十、

以上御返事あり、

〔東寺百合文書〕

ち廿一口供僧方評定引付 年文明十三年

十二月廿日、

一歳末御卷數

長日八幡宮本地供 一枝、同大般若經 一枝、

講堂方 長日仁王經 一

東寺歳末
卷數

文明十三年正月五日

一〇〇九

文明十三年正月六日

1010

枝、長日尊勝陀尼(攝) 一枝、已上五枝、公方様

御方御所様五枝同前、

廿一口方 長日八幡宮本地供 一枝、廿一口方 長日不動供 一枝、已上二枝、上様

管領細川殿同讚州、山名殿赤松殿、武田攝津守、已上七枝、内殖松一枝、造

營方、學衆方、(十八カ)口方、各二枝被出之、

武衛備中守護、講堂方ヨリ出之、

六日、辛巳義政、夫人日野氏ト和セズ、諸將モ亦多ク命ヲ奉ゼザルヲ憤リテ

閉居シ、諸家ノ年頭參賀ヲ受ケズ、

〔宣胤卿記〕正月十日、乙酉晴、略中次參室町殿、小川少々參集之處、不可有御對

面云々、去六日與御臺御不和、仍可有御出御所之由被仰、各留申、雖然尙諸事不可聞食、爲御隱居分、各不可被參之由、被仰傳奏之間、傳奏昨夕觸申攝家、不

知其旨衆少々參申、仍退出、略中當時政道御臺御沙汰也、諸社祭禮一向不及

沙汰、先日節會以下年中公事悉不被行、朝家諸家作法言語道斷、神社佛閣爲

躰歎而有餘、何有神明佛陀之加護乎、末代之至極、莫言々々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十 正月十一日、

義政小河
第ヲ去ラ
シテ諸事
隱居分ト
シテ諸事
ヲ聽カズ
野氏ノ沙
政治ハ日
沙汰祭禮
諸社祭禮
中御門宣
胤ノ憤慨

一石左衛門自京都下向、自隨門御文持來、京都無爲儀、但去六日小川御所准

后御隱居也、深可有御隱分也、伊勢守ニ被仰付之云々、

〔大乘院寺社雜事記〕七十六 〇文明十三年三月二十一日裏文書

略上六日小川御所御隱居、尙々ふうく御沙汰候へき分、伊勢守被仰出候、然

間御禮ニも誰もニ參候、日ノ條ニ收ム、九

正月十日

嚴實

〔大乘院殿兒御中

嚴實〕

〔大乘院日記目錄〕三 正月六日、公方准后御隱居必定云々、

〔後法興院政家記〕六 正月十日、乙酉晴、略中抑今春准后御方へ參賀事可略

之由、一昨日自傳奏相觸之、諸家同之云々、相尋子細之處、依是爲隱居分間、參賀以下諸篇亞相御方許ニ可申由、去七日被仰出傳奏云々、

〔長興宿禰記〕中 三月廿一日、乙未晴、略中今日聞、當年室町殿諸人參仕輩、無

御對面、大小事不被聞食、其子細諸大名諸守護一亂以來不應上意、寺社本所領押妨、雖有御成敗、不能承引、任雅意之間御腹立之謂也、略下略、本文、三月二

文明十三年正月六日

1011

公家年頭
參賀ヲ義
尙ニ致サ
シムヲ守
亂以來幕
命ヲ奉セ
命ヲ奉セ
所領ヲ本
憤ルヲ押

○義政、小河第ヲ出テ、山城長谷ノ聖護院山莊ニ匿ル、コト、十月二十日ノ條ニ見ユ、

七日、壬午近臣ニ扇ヲ賜フ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十二山城御湯殿上日記正月七日、中な

い、此人まよ御あふきとをさふ、まうちやく乃よし申さるゝ、

〔親長卿記〕十二正月十一日、晴、中今日予始參内、參御前被下天盃、被下

例年御扇、自愛也、

權大納言正二位中院通秀ヲ從一位ニ敍シ、其官ヲ罷ム、

〔公卿補任〕四十權大納言正二位源通秀、四十五正月七日敍從一位、同日辭

退、

〔公卿補任〕四十三前權大納言正二位藤資綱、六十月日敍從一位、去賜

年正月七日位記、

〔十輪院內府記〕文明十二年四月廿日、晴、中晝過向新中納言第、中先途

事可奉聞試之由承諾、

廿六日、雨以外也、中自侍從黃門有狀、一望事凡時宜無相違、但旁有子細云

柳原資綱

三條西實
隆ニ依リ
敍位ヲ乞

東方朔傳
ヲ見ル

勅許

御禮ニ參
内ス

幕府ニ參
賀ス
義尚蚊觸
ズニテ面セ

上卿三條
西實隆

中院家ニ
一位大納
言ノ例ナ

々、昨日御連歌以前申入之云々、

十三年正月五日、一品所望事、付狀於侍從中納言、

八日、穀日猶晴、今日晴、五穀成就之兆也、見東方朔傳、侍從中納言來談云、一品

事昨日申入之處、即勅許也、內府事中絶之間、雖非御等閑、輒難有御沙汰也、猶

追而可被經御沙汰也、叡慮忝之由申了、今日向前右府第、并院

九日、著衣冠參内、一品事畏申了、依無申次、以次向中納言之第并接

察第、彼息、以父卿消息被賀之、其禮如丞相禮

〔下參賀小川御所、不可參賀之由、兼以被仰、參大納言殿御旅第也、依御

蚊觸無御對面、余一品參賀之由稱之、付御劔申次了、中次參小河殿、是一品

御禮也、付劔於畠山刑部少輔、御心得云々、以次女中御禮申入之、

廿日、中自樂林有使者、賀一品事、

〔實隆公記〕家本前田 正月八日、中院大納言通秀、一品所望事、今日申入之、則

勅許、職事付左少辨元長、上卿則予可存知之由也、資綱卿爲上首、先度雖替申、

在國之間無勅許、今此卿被申請之、無左右有御沙汰、若後日有申旨者、重而

可及御沙汰候由、可傳仰之由勅答、畏候由申入了、抑一位大納言於彼家無其

文明十三年正月七日

一〇一四

宣下遲引
職事ノ懈
念

例之間、亞相辭申之由、後日被申請之、還任之後雖一度不奉行公事頗無念也、
但不可有子細之由被仰下、則其趣申遣了、
廿六日、辛丑、晴、今日中院一品之宣旨到來、以外遲々、職事懈怠也、
抑中院一品宣下、職事仰詞從一位源朝臣如此、然而今出川殿義視爲上首猶
可付片字哉、但不及沙汰哉、如何之由、尋遣之處、一向不可及沙汰之由返答、御下知之躰又如
職事仰詞、

廿七日、壬寅、晴、略中

文明十三年正月七日 宣旨

正二位源朝臣

宜敍從一位

藏人左少辨藤原元長 奉

口宣一紙獻上之、早可令下知之狀如件、

正月七日

進上 侍從中納言殿

左少辨元長 奉

口宣案

予下知狀自紙

文明十三年

權中納言兼侍從藤原實隆 奉

口宣一紙奉入如件、

正月七日

大內記局

權中納言判

〔親長卿記〕

十二 正月八日、晴、小雪下、略中院大納言敍一品昨日付可

宣下之由、被仰下元長、

廿一日、晴、略中 今日月次會始也、略中 入來人々、中院一品、通秀、極位之後辭亞

後、未及

〔宣胤卿記〕

權大納言源通秀 號中院、文明十三正七敍一位、退大納言、還任

之後未拜賀、

文明十三年正月七日

一〇一五

還任後拜
賀七次

正月廿一日、丙晴、略。中次中院一品許、賀去七日、品事、并去三日、通世元服事。

○鴨秀頼等敍位ノコト、便宜左ニ合敍ス、

〔宣胤卿記〕正月十四日、己、微雨、略。中鴨秀頼正五位下事、宣下到來、職事、藏人、左少辨、所余執申也、令下知内記了、

〔歷名土代〕

從五位上藤家幸清閑寺、幸、半井明重 同十三正十九、文明、

和明重半井、 同十三正十九、同日甲斐守、

藤宣秀中御門、 同十三正十九、

藤賢房萬里小路、 同十三正十九、

〔宣胤卿記〕

正月廿日、乙、晴、勸修寺大納言狀到來、披見之處、宣秀一級事、昨日勸許、宣下事申遣藏人右少辨了、今日畏申者可然云々、則參内、以勾當内侍畏申了、家幸、宣秀、賢房等同日勸許云々、相當年始段令祝著、殊三人各一門也、此事就賢房申入度、各可申之由、勸亞相入魂之間、自舊冬屬彼亞相申入了、廿二日、丁、晴、略。中今日宣下到來、職事、右少辨、俊名、去十九日家幸、宣秀、賢房、和氣明重

清閑寺家幸
半井明重
中御門宣秀
萬里小路賢房
三氏一門

鴨秀頼
中御門宣胤ノ執奏

半井明重
甲斐守ニ任ズ

小御所ニテ行フ
祈奉行坊城俊名

阿闍梨理
性院公嚴

以上、從上五位事、同明重任甲斐守事、准三后道興申請阿闍梨耶職位事、

八日、癸未、太元護摩ヲ修シ、後七日法ヲ停ム、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十、山城、御湯殿上日記 正月八日、中、よひといけんいしまる、御あて物いさる、きよくら人よりつき申御ふ

御所比御あて物ことくしうらて御ふさ入るふ、

〔親長卿記〕十二、正月八日、晴、小雪下、中、自今日太元法護摩云々、於小御

所有此事、御祈奉行元長舊冬與、俊方、坊城、申、俊名奉行云々、

〔東寺長者補任〕五、文明十三年辛丑、後七日法無之、

〔續史愚抄〕四十、後土御門院中之上 正月八日、癸未、太元護摩始於小御所被行

之、阿闍梨權僧正公嚴、奉行藏人右少辨俊名、後七日、法無沙汰、親長卿記、長者、補任、理性院記、

太元抄、十四日、己丑、太元護摩結願、長者補任、太元抄、

護持僧等參賀ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二十、山城、御湯殿上日記 正月八日、あさ御

はる月おあし、御ちそうれさんる、大うく寺うへまうさよて御さ并めんあ

り、それやうと下まうふなり、花山さんう申さるゝ、へちと御三まよて御いめんありてのちよ、上らふ、大屯、おうとうれ内侍あどよて、ひとつゝいらさるゝ、二宮へいつゑの御こきいふいらさるゝ、御うをしさとて御さめんありて、御さう月ふいる、おう殿御ふいり、三おんふいる、

〔親長卿記〕 十二 正月八日、晴、小雪下、御持僧參賀、申次元長不參候、仍參内、

○コノ後、僧侶ノ參賀スルコト、便宜左ニ合致ス、

〔京都御所東山御文庫記録〕 〇山城 御湯殿上日記 正月十六日、なふ

のそうさち御を申さるゝ、御さめんのかし、

田中生清
善法寺享
清參賀

十七日、八日されさち御を申、御さちふいる、おをも御いめんさち、
さんやうしもおなし、

般舟三昧
院統惠ニ
扇ヲ賜フ

廿七日、略 中さんしゆさんま丹院れちうちどうゑ御をいふらるゝ、御あふ
きふ、

泉涌寺教
見

二月十二日、さんふう寺れちやうらうとしめて御をいふらるゝ、御う
うとこひき十帖ふいる、御いめんさち、
十九日、さやうさう寺御を申又さこう、御ちやをちてまいらるゝ、

九日、^甲義尙、髻ヲ剪ル、

〔大乘院日記目録〕 三 正月九日、新將軍御元鳥沙汰、

〔大乘院寺社雜事記〕 六十七 正月十一日、

義尙參賀
ノ諸氏ニ
面セズ

一石左衛門自京都下向、自隨門御文持來、京都無爲儀、但去六日小川御所准
后御隱居也、深可有御隱居分也、伊勢守ニ被仰付之云々、^{〇六日ノ}又九日
夜將軍權大納言殿被切御元鳥了、仍十日諸家參賀ニ不能御對面、各空退
散了、准后御方エハ御隱居之間、一向無參賀之儀者也、去年五月二日被切
御元鳥了、比與中々不及是非、醉狂歟、^{〇十二年五月}舊冬ハ御重代御腰物
御太刀盜人取之、雖令出現、併是一家之凶也、^{〇十二年十二月}又正月十五
日内父子共如此御儀、非只事者也、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十六 〇文明十三年三月二十一日裏文書

此油候者此下部ニ少分上給候へく候、

祝言過候、先日申入了、書狀下著候歟、石下向候間、委細可申入候、京都無殊事
候、六日小川御所御隱居、尙々ふうく御沙汰候へき分伊勢守被仰出候、^{〇六}
條參 然間御禮とも誰も不參候、又九日夜御方御所何とやらん、御くしの御

隨心院殿
寶書狀

天覽ノ所
行
髮際ニ腫
物生ズ

沙汰風聞候、いりさゝ天魔所行候哉、十日如形皆々御方御所へ參賀申候へ共、何候哉不存知候、御くしニ雜熱とやらん仰事候て、無御對面、いりさゝ十日五日内より六借御沙汰共くせ事候、就關事、又可被立候、然者可被候由、近日取□沙汰共候、每事難申盡候、恐々謹言、

正月十日

嚴寶

〔大乘院殿 兒御中〕

嚴寶

〔大乘院寺社雜事記〕

六十七 二月十一日、

義政父子
不和ノ因
義尚義政
寺ノ妾德大
スノ氏ヲ寵
義尚ノ妾
三條氏不
和ニ依リ
薙髮ス

一勸修寺中納言光臨、○中京都事色々物語、○中武家御父子中惡事、德大寺姫君事故也、准后御祕藏也、然於御方連々被召申事珍事也云々、又三條帥卿女ハ御方御祕藏也、御中惡成候て、正月初比髮ヲ切成尼了、惣而狂人也、珍事なる御進退故此事共出來云々、

〔宣胤卿記〕

正月十日、酉、晴、毎年今日室町殿參賀日也、○中參大樹御亭、是又自去夜御頭蚊觸出來之間、不可有御對面云々、非御蚊觸、有子細云々、ハ十日

收ノ條ニ

〔親長卿記〕

十二 正月十日、晴、○中今日室町殿惣次參賀也、○中大納言殿

依蚊觸無對面云々、

〔十輪院內府記〕

正月□□□略、○中參大納言殿御旅第也、依御蚊觸無御對面、

○義尚髻ヲ切リテ遁世セントシ、伊勢貞宗等之ヲ諫止スルコト、十二年五月二日ノ條ニ見ユ、

十日、乙、公卿廷臣禁裏竝ニ幕府ニ參賀ス、義尙面謁セズ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二 御湯殿上日記 正月四日、○中々

ふのさんく此人しゆ、はく二位、同をけうち申、御さう月をゑよてふふ、そのちく(敬秀)ん玄ゆうし、あまう并中納言申さる、つねに御所よて、御さう月ふふ、

十日、○中けふれさんう、うへまうふよて、さいをん寺、一條に左大將殿御了(全良)いり、御ふくいまふふ、こなるゆへ、御さ并めんうさねておほさる、こ(通博)うも申さる、おなしくおほさる、御ゆめす、大をけ殿より、いつをの御(山科言國)さるる、御さう月ふふ、めてふし、けふれ申つきくらの頭、

〔後法興院政家記〕

六 正月十日、酉、晴、早旦參處々、武家大納言殿、次御臺、次

御服不具
ニ依リ御
對面ナシ

義政隱居
分ナルニ
依リ義倚
ニ謁セシ

義倚モ亦
面セズ

御裝束調
ハザルニ
依リ拜謁
ズヲ聽サレ

北小路殿次入江殿次大祥院殿等也、大納言殿無對面之儀、抑今春准后御方
へ參賀事可略之由、一昨日自傳奏相觸之諸家同之云々、相尋子細之處、依是
爲隱居分間、參賀以下諸篇亞相御方許可申由、去七日被仰出傳奏云々、然
而今日亞相又無對面、定有子細歟、更非推量之所覃者也、於大祥院盃酌三獻
被勸之、次歸宅、參內事來十三日可然之由、自伯民部卿許、有其命間、今日不參
也、
十三日、子、戊朝陰、夕晴、略○中令參內、無御對面、御裝束未出來間、今春皆無御對面
云々、次參伏見殿有對面、

〔十輪院內府記〕

正月十日、略○中參賀小川御所、不可參賀之由、兼以被仰□□
參大納言殿御旅第也、依御蚊觸無御對面、余一品參賀之由稱之、付御劔申次
了、各參候之衆載折紙進之、件注文海住山大納言注之、非傳奏無其謂歟、次參
小川殿、是一品御禮也、付劔於次向所々、不及注、万松軒以下也、島山刑部少輔、御心得云々、以次女中御禮申入
了、此禮事有無有沙汰、可略之由、大略評儀了、然而依人々所爲如此歟、前右府
來臨之間、此趣申之間、即參入之由、後日傳聞也、

〔親長卿記〕

十二 正月十日、晴、略○中今日室町殿惣次參賀也、自當年准后爲

天皇將軍
拜謁ヲ聽
サレザル
ハ不吉

幕府參賀
ノ人々

御□□、仍無御對面云々、大納言殿依蚊觸無御對面云々、攝家已下今日參內
參賀也、御直衣御服不出來、仍無御對面云々、三御所無御對面、不吉也事歟、

〔宣胤卿記〕

正月十日、酉、晴、每年今日室町殿參賀日也、早旦乘輿、直垂、先行中
院、次海住山、次西園寺等許、次參室町殿、小川、少々參集之處、不可有御對面云
々、○中略、九日、今日參集書折紙付申次進之前、關白關白、前右大臣、前內大臣、
中院通秀、庭田雅行、高濑、德大寺實淳、一條全良、唐橋在治、
一位大納言源大納言海住山大納言、右大將花山院大納言、左大將菅中納言、
一條前中納言、余、日野中納言、西川前宰相、新宰相江守三位基富、俊名、家幸、源
富仲、(西坊地)菅原長胤、
清三位定基朝臣、重長朝臣、賴秀朝臣、親康、(島田)種直朝臣、此分折紙一行書之、海住
山書之、地下輩有闕行、此外僧衆少々參入、

十一日、丙、近臣、酒饌ヲ獻ス、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

○山城甲二十二 御湯殿上日記 正月十一日、略○中
かい／＼のおとこ／＼ち御てうしどもふいらせて、御ひし／＼と御い／＼と
あり、う／＼とまいなとして、うのとりよ一ふんあり、御ふ／＼御所もなる、あさ
御さうつきいつせのおとし、

〔親長卿記〕^{十二} 正月十一日、晴、^略今日近臣一獻申沙汰也、召進元長了、

〔實隆公記〕^{家本} 正月十一日、丙戌、晴、今日内々衆例年申沙汰也、仍晚頭

參内、源大納言、予、滋野井、^{季德}民部卿、四辻宰相中將、言國朝臣、元長、菅原在數、源富仲等祇候、人々及亂醉歌舞有其興々々々、

十三日、^子越智家榮、春日社ニ詣ツ、

〔大乘院寺社雜事記〕^{七十} 正月十四日、風、

一昨日越智彈正忠社參申、北方足輕出合云々、無殊儀於今市日中云々、去年中ハ一向不社參者也、

○八月二十三日、家榮、復春日社ニ詣ヅルコト、及ビ家榮ノ室社參ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔大乘院日記目錄〕^三 八月廿三日、越智社參之次、兩門參申、

〔大乘院寺社雜事記〕^{七十} 八月廿三日、

一越智彈正社參、所々巡禮、般若寺參詣了、一乘院殿ニ參申、其後來見參、太刀并二百疋進之、盃給之、杉原盆香合給之、次成就院庭見物云々、則下向云々、

〔大乘院日記目錄〕^三 十一月、去八日、越智之内自觀禪院出立社參、希有珍

足輕家榮ヲ襲フ

家榮ノ妻

社參ハ日野重子ノ例

勸修寺教
秀山科言
國園基富
白川資氏
等三毬打
ナ獻ス

事云々、勝池院殿寄宿于東北院之例追之云々、

〔大乘院寺社雜事記〕^{七十} 十一月十六日、

一去八日、越智彈正忠之女房并小三郎社參申、各落付于觀禪院坊了、自此坊則令社參見物也云々、坊主昌懷色々奔走畢、如此國人等女房、自寺中出立事、無其例歟、當時之事之間、不及是非者也、但去勝池院殿被寄宿于東北院例歟、尤事也、

十五日、^{庚寅}三毬打アリ、

〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十} 御湯殿上日記 正月十四日、あさ

御はう月おなし、三木ちやう、くむん、まゆうしより五、ん、くら、^こ頭、こむし御くむん、しゆ、むい、る、より十、ん、むい、る、も、と、み、も、一、ん、むい、ら、む、ま、け、う、ち、れ、あ、そ、ん、も、三、ん、むい、ら、む、る、
十五日、御うゆ、むい、り、て、御さう、つき、むい、る、け、ふ、ま、て、御こむ、く、こ、む、る、
と、むい、る、三、おん、の、ち、あ、か、く、う、れ、こ、御れ、^せ、御、むい、り、御、ま、か、二、色、お、け、一、むい、る、御三木、ちやう、むい、せ、ら、る、ま、ゆ、く、ち、き、と、も、ま、や、む、御、て、う、しい、さ、さ、れ、て、ま、ら、む、ま、て、の、む、御所々々、^れ、御、い、む、^も、む、る、^く、こ、む、い、り

飛鳥井雅
俊三毬打
ヲ獻ス

て、めてふし、

十八日、略中あまう舟のまさとし、三木ちやう一かんふいらる、
十九日、よへの三木ちやう御まきれよて、ふよひふりせらる、

○諸家三毬打ヲ行フコト、便宜左ニ合致ス、

〔親長卿記〕

十二 正月十五日、雪時々下、三毬打燒之、以後、居住之在所、狹少之間、不燒之、

〔實隆公記〕

○前田 家本 正月十五日、庚寅、晴、餘寒甚、上元節幸甚々々、今日不出

仕、三及打有之、竹自三栖庄去々々、日途進之、佳例也、

〔宣胤卿記〕

正月十五日、寅、晴、上元一段佳慶、祝著之儀如例、

十六日、卯、辛禁中恆例百萬遍念佛、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十二 山城 御湯殿上日記 正月十六日、略中

般舟三昧
院ニ命セ
ラレ

けふの御ねん佛ころれこごとくよて、どんしゆ三ま舟院へおほせらる、
五月十六日、いつをの御ねん佛、どんしゆ三ま舟るんるおほせらる、この
御所にて申さ

九月十六日、いつをの御ねん佛あり、

○五月十六日、九月十六日ノ條、便宜合致ス、

幕府恆例大般若經轉讀、

〔親元日記〕

六 正月十六日、辛卯、天晴

一 御方御所御祈禱大般若看讀之恆例、

五月十六日、庚寅、曇晴

一 於御方御所御祈禱大般若、

九月十六日、戊子、天晴

一 於御方御所御祈禱、大般若經看讀

○五月十六日、九月十六日ノ條、便宜合致ス、

十七日、壬辰近臣酒饌ヲ皇子勝仁親王ニ獻ズ、

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲二十二 山城 御湯殿上日記 正月十七日、略中

宮に御うへ女とうおとこ御てうしとをふいらる、ふしと殿よりも、三
色、一うふいる、しゆつ御御申ありて、まつおん三おんふいる、それち御う
むらけれ物よて、御さう月あまふふひふいる、いつをれ人さ、うふまいて
おもしろし、御ひし、千秋万さいめてふし、うふ物ともよ御あふきと
もふふ、とくは二位御ひし、とま、とい二をりふいらる、

臨御

義政和歌
會再興ノ
コトヲ奏
ス
義政夫人
詠進セバ
女官中ニ
テモ人選
セシコ
人選ノコ
トヲ義政
ラニ語ル

文明十三年正月十八日

一〇三〇

歌題

月次五十
首續歌

之處、以予勅定之趣、十八日御會可被再興之由、舊冬^{廿三}御參内之次、室町殿被申入之、然而御人數等事以前御人數之外、當時可詠進輩在之哉、又以前詠進之輩、當時無其人、又一位局等有詠進之儀者、女中人衆等可被定其仁、彼是爲叡慮難^{被計力}所詮伺申武家、重而可申入之由也、雅康卿畏而奉之由言上了、六日、辛巳、天顔快晴、^略及晚飛鳥井中納言入來、十八日御會御人數事、伺申武家之處、宜爲叡慮由被申云々、所詮令參内、被申入者可然歟之由返答了、七日、壬午、朝日吹晴、東風送暖、人日之嘉祥幸甚々々、自内有召之間、著衣冠參候、御會御人數事歟被仰下之、十六日、辛卯、晴、^略中今夕來十八日公宴題、^{尋虫聲}寄枕戀、自飛鳥井中納言許送之、十八日、癸巳、晴、早且行水、今日公宴短冊及晚詠進之、今度御人數事、再往及御沙汰歌數亦准后俄一首御辭退、聖護院准后、^{來月五日灌頂執行之間、一向辭退、侍從宰相在國、彼是參差之間、小々有加增之事、}

〔雪玉集〕

三 尋虫聲

文明十三年正月十八日禁裏御月次五十首續歌外題云禁裏御會歌
とめくれぬ又こゑと泣しとれからぬ人をまつてふ虫や鳴らん

〔雪玉集〕

五 寄枕戀

文明十三年正月十八日禁裏御月次五十首續歌
よしはらひかゝる涙乃をこゝみよまくら泣戀乃去る人ふせむ

〔親長卿記〕

十二

正月七日、晴、被下女房奉書、^{在別、舊冬室町殿御參内之時、}

十八日、^{舊院御代内外之人々相交、初百首御月次、後室町殿被加御、御月次可有御再興之由被申了、御人數事可被計申之由、被申武家之處、爲禁裏御月次之間、爲公家可有御計、自然事可被申意見云々、舊人數御當座人相計可被申云々、仍一紙被進了、且談合飛鳥井中納言了、在別、}

十一日、晴、^略中十八日御月次、予被加御人數由、被申武家、尤可然之由、有御返事之由有仰、不慮之儀也、但自愛々々、

十六日、晴、明後日十八日御月次歌二首到來、

十八日、陰、^略中今日御月次愚詠一首、書遣飛鳥井中納言許了、

十九日、晴、參賀室町殿、勸修寺大納言、新宰相等同道、昨日禁裏御月次御人數初而兩三人被召加、且武命之間申御禮也、

○每月月次和歌御會ノコト、便宜左ニ合致ス、
〔京都御所東山御文庫記錄〕^{甲二十二、山城、御湯殿上日記、二月十八日、略、中}
けふ此御さんさくうさなりて万いる、
文明十三年正月十八日
一〇三一

幕府ニ參
賀ス

二月

文明十三年正月十八日

一〇三二

歌題

〔實隆公記〕

家本前田

二月十二日、丁巳、晴、略、中

自飛鳥井黃門、十八日公宴御

短冊題被送之、行路可詠進之由申入了、

十八日、癸亥、晴、公宴短冊遣飛鳥井中納言許、向新亞相、滋野井等許、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二

御湯殿上日記

三月十日、略、中

三月
勅題

八日、此御の并、此月ちよく御の并なり、あすの并、つうとさるゝ、

十七日、あまは御をひさうあまの并よみせらるゝ、
雨ふる

〔實隆公記〕

家本前田

三月九日、癸未、陰、略、中

今日當番、午下剋參内、來十八日

御短冊支配裏紙銘等、於御前沙汰之、

十八日、壬辰、霽、略、中

御月次短冊令詠進之、

〔雪玉集〕

春 一 湖花

文明十三三十八禁裏御月次花五十首續歌
散り、流花乃さゝあまの空によせて松風よふふえり乃くらはき

惜花

文明十三三十八禁裏御月次花五十首續歌
咲をまゝのこらうゝめからぬ花をあと身よりへんといおをひかれん

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二

御湯殿上日記

四月八日、略、中

四月
義政加點

ろまち殿より三月分御うゝ乃御てん万いらるゝ、

〔實隆公記〕

家本前田

四月十八日、壬戌、晴、早朝退出、公宴御短冊二首詠進之、

遣飛鳥井中納言許、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二十二

御湯殿上日記

五月十八日、略、中

御けつり御くし中内、々ふは御さんしやくとりかさねらるゝ、大納言へ申

御いゝし以下

〔親長卿記〕

十二

七月十八日、雨下、今日御月次不詠進、依産穢也、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲二

御湯殿上日記

八月十八日、略、中

はふは御さんさく、あすの并万いる、

廿八日、略、中 十八日の御さんさく、けふうさありて万いる、

七月
八月

五月

大日本史料 第八編之十二終

文明十三年正月十八日

一〇三三

* 著 作 *
* 所 有 *

昭和二年二月二十六日印刷
昭和二年二月二十八日發行

(大日本史料第八編之十二奥付)

豫約價金七圓

編輯兼
發行所
東京帝國大學

印刷者
株式會社
開明堂

發行所
東京帝國大學
文學部
史料編纂掛

(電話小石川(85)七〇二番)





